

三十六 連結法人間取引の損益調整の通則

改 正 後	改 正 前
(譲渡した連結法人の株式等が譲渡損益調整資産に該当するかどうかの判定) 14-1-3 <u>令第119条の3第5項</u>	(譲渡した連結法人の株式等が譲渡損益調整資産に該当するかどうかの判定) 14-1-3 <u>令第119条の3第4項</u>

三十七 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

改 正 後	改 正 前
(連結法人間取引の損益の調整を行わない取引) 14-2-1 連結法人が法第81条の10第1項《連結法人間取引の損益の調整》 に規定する譲渡損益調整資産を他の連結法人に譲渡した場合には、 <u>例えば、当該 他の連結法人を借地権者とする借地権の設定（令第138条第1項《借地権の設定 等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入）の 規定の適用があるものを除く。</u> ）は含まれない。	(連結法人間取引の損益の調整を行わない取引) 14-2-1 連結法人が法第81条の10第1項《連結法人間取引の損益の調整》 に規定する譲渡損益調整資産を他の連結法人に譲渡した場合には、 <u>次に掲げる ようなものは含まれない。</u> (1) <u>当該他の連結法人が法第2条第17号ネ《資本積立金額》に規定する株式 の消却を行った場合における、その消却の対象となった株式の譲渡</u> (2) <u>当該他の連結法人を借地権者とする借地権の設定（令第138条第1項《借 地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の 損金算入》の規定の適用があるものを除く。）</u>

三十八 売買とされるリース取引

改 正 後	改 正 前
(延払基準を適用する場合の譲渡の対価の額) 15-2-17	(延払基準を適用する場合の譲渡の対価の額) 15-2-17

改 正 後	改 正 前
……………<u>法第 63 条第 5 項</u>…………… (注) 1 …………… ……………<u>法第 63 条第 5 項</u>…………… 2 …………… 3 ……………<u>法第 63 条第 4 項</u>……………	……………<u>法第 63 条第 4 項</u>…………… (注) 1 …………… ……………<u>法第 63 条第 4 項</u>…………… 2 …………… 3 ……………<u>法第 63 条第 3 項</u>……………

三十九 借地権の設定等に伴う連結所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
(使用の対価としての相当の地代) 16－1－2 …………… (注) 1 …………… ……………地価公示法第 8 条《<u>不動産鑑定士</u>の土地についての鑑定評 価の準則》…………… 2 ……………	(使用の対価としての相当の地代) 16－1－2 …………… (注) 1 …………… ……………地価公示法第 8 条《<u>不動産鑑定士等</u>の土地についての鑑定 評価の準則》…………… 2 ……………

四十 外貨建資産等の換算等

改 正 後	改 正 前
(発生時換算法一期末時換算による換算差額を<u>純資産の部</u>に計上している場合の 取扱い) 17－2－4 …………… ……………<u>純資産の部</u>…………… (注) …………… (1) ……………	(発生時換算法一期末時換算による換算差額を<u>資本の部</u>に計上している場合の取 扱い) 17－2－4 …………… ……………<u>資本の部</u>…………… (注) …………… (1) ……………

- (2) 純資産の部……………法第 2 条第 17 号の 2 《定義》に規定する連結個別資本金等の額のうち資本金の額又は出資金の額以外の金額及び同条第 18 号の 3 《定義》に規定する連結個別利益積立金額……………
- (3) ……………純資産の部……………

17-2-13 削 除

- (2) 資本の部……………法第 2 条第 17 号の 3 及び第 18 号の 3 《定義》に規定する連結個別資本積立金額及び連結個別利益積立金額……………
- …
- (3) ……………資本の部……………

(自社発行の新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債)

17-2-13 自社発行の外貨建ての新株予約権証券及び行使期間満了前の外貨建ての 1-7-5 《外貨建ての転換社債型新株予約権付社債の権利行使があった場合の連結個別資本積立金額》に定める転換社債型新株予約権付社債の円換算に当たっては、原則としてこれらのものを金銭債務である外貨建債務に該当しないものとして取り扱うのであるが、当該転換社債型新株予約権付社債（償還日が当該連結事業年度終了の日の翌日から 1 年以内に到来するものに限る。）の行使価格が、当該連結事業年度終了の時にその行使の対象となる株式の相場を大きく上回り、行使の請求の可能性がないと認められる場合には、当該転換社債型新株予約権付社債は、短期外貨建債務（令第 122 条の 4 第 1 項第 1 号《短期外貨建債権債務》に規定する短期外貨建債務をいう。）に該当することに留意する。

(注) 連結法人の保有する外貨建ての新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債は、外貨建有価証券に該当する。

四十一 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金

改 正 後	改 正 前
(事業分量配当の対象となる剰余金)	(事業分量配当の対象となる剰余金)
18-2-1 <u>法第 60 条の 2 第 1 項第 1 号《事業分量分配金》</u> ……………	18-2-1 <u>法第 61 条第 1 項第 1 号《事業分量分配金》</u> ……………
(注) ……………	(注) ……………

改 正 後	改 正 前
(従事分量配当の対象となる剰余金) 18-2-2 法第 60 条の 2 第 1 項第 2 号《従事分量配当》…………… (漁業協同組合等の組合員以外の者に対する剰余金の分配) 18-2-3 …………… ……………<u>法第 60 条の 2 第 1 項《協同組合等の事業分量配当等の損金算入》</u>…………… (農業協同組合の組合員の家族等に対する剰余金の分配) 18-2-4 …………… ……………<u>同条第 24 項……………法第 60 条の 2 第 1 項《協同組合等の事業分量配当等の損金算入》</u>……………	(従事分量配当の対象となる剰余金) 18-2-2 法第 61 条第 1 項第 2 号《従事分量配当》…………… (漁業協同組合等の組合員以外の者に対する剰余金の分配) 18-2-3 …………… ……………<u>法第 61 条第 1 項《協同組合等の事業分量配当等の損金算入》</u>…………… (農業協同組合の組合員の家族等に対する剰余金の分配) 18-2-4 …………… ……………<u>同条第 29 項……………法第 61 条第 1 項《協同組合等の事業分量配当等の損金算入》</u>……………

四十二 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

改 正 後	改 正 前
(更生会社等である連結親法人の連結事業年度) 18-3-1 …………… ……………<u>更生特例法第 148 条の 2 第 2 項若しくは第 321 条の 2 第 2 項《事業年度の特例》</u>…………… (1) …………… (2) …………… (3) …………… (注) ……………	(更生会社等である連結親法人の連結事業年度) 18-3-1 …………… ……………<u>更生特例法第 148 条第 2 項若しくは第 321 条第 2 項《事業年度の特例》</u>…………… (1) …………… (2) …………… (3) …………… (注) ……………

(債権の弁済に代えて取得した株式若しくは新株予約権又は出資若しくは基金の取得価額)

18-3-2 更生会社等に対して債権を有する連結法人(以下この款において「債権法人」という。)が、更生計画の定めるところにより、払込みをしたものとみなされ、又は権利の全部若しくは一部の消滅と引換えにして当該更生会社等の株式(新法人の株式を含む。)若しくは新株予約権又は出資若しくは基金(新法人の出資若しくは新株予約権又は基金を含む。)の取得をした場合には、その取得の時ににおける価額を当該株式若しくは新株予約権又は出資若しくは基金の取得価額とする。

(注)

(非更生債権等の処理)

18-3-3

更正計画の定めるところにより交付を受けた募集株式、設立時募集株式若しくは募集新株予約権又は出資若しくは基金の抛出(以下「募集株式等」という。)の割当てを受ける権利について当該募集株式等の引受け等の申込みをしなかったこと又はこれらの権利に係る株主となる権利若しくは新株予約権について払込期日までに払込みをしなかったためこれらの権利を失うこととなった場合についても、同様とする。

(債権の弁済に代えて取得した新株若しくは新株予約権又は出資若しくは基金の取得価額)

18-3-2 更生会社等に対して債権を有する連結法人(以下この款において「債権法人」という。)が、更生計画の定めるところにより、新たに払込みをしないで当該更生会社等の新株(新法人の株式を含む。)若しくは新株予約権の取得又は出資若しくは基金の抛出(新法人の出資若しくは新株予約権又は基金の抛出を含む。)の引受けをした場合には、その取得又は引受けの時ににおける価額を当該新株若しくは新株予約権又は出資若しくは基金の取得価額とする。

(注)

(非更生債権等の処理)

18-3-3

更正計画の定めるところにより交付を受けた新株の引受権若しくは新株予約権の引受権又は出資引受権若しくは基金の抛出の引受権について払込期日までに払込みをしなかったことにより消滅することとなった債権についても、同様とする。

四十三 連結特定同族会社の特別税率

改 正 後	改 正 前
第1節 <u>連結特定同族会社</u> の特別税率	第1節 <u>連結同族会社</u> の特別税率
第1款 特別税率の適用を受ける <u>連結特定同族会社</u> の範囲	第1款 特別税率の適用を受ける <u>連結同族会社</u> の範囲

改 正 後	改 正 前
(特別税率を適用されない<u>特定同族会社</u>の範囲) 19-1-1 法第 81 条の 13 第 1 項《<u>連結特定同族会社</u>の特別税率》の規定の適用に当たり、法第 67 条第 1 項《<u>特定同族会社</u>の特別税率》に規定する「<u>被支配会社</u>でない法人」には、<u>被支配会社ではない法人</u>を<u>被支配会社</u>であるかどうかの判定の基礎となる株主等に選定したことによって<u>被支配会社</u>となる場合のその<u>被支配会社</u>（以下 19-1-1 において「<u>被支配会社でない法人の子会社</u>」という。）、当該<u>被支配会社でない法人</u>の子会社を<u>被支配会社</u>であるかどうかの判定の基礎となる株主等に選定したために<u>被支配会社</u>となる場合のその<u>被支配会社</u>（以下 19-1-1 において「<u>被支配会社でない法人の孫会社</u>」という。）、当該<u>被支配会社でない法人</u>の孫会社を<u>被支配会社</u>であるかどうかの判定の基礎となる株主等に選定したために<u>被支配会社</u>となる場合のその<u>被支配会社</u>等、<u>被支配会社でない法人</u>の直接又は間接の<u>被支配会社</u>も含まれる。 (<u>被支配会社の判定</u>) 19-1-2 <u>連結親法人が被支配会社であるかどうかの判定に当たっては、1-5-1《株式会社における<u>連結同族会社</u>の判定》から 1-5-8《同一の内容の議決権を行使することに同意している者がある場合の<u>連結同族会社</u>の判定》までの取扱いを準用する。</u> (相互に株式を持ち合っている場合の連結留保金課税) 19-1-3 <u>被支配会社</u>…………… ……………<u>被支配会社</u>……………法第 81 条の 13 第 1 項《<u>連結特定同族会社</u>の特別税率》…………… (1) ……………法第 67 条第 1 項《<u>特定同族会社</u>の特別税率》の「<u>被支配会社</u>でない法人」……………<u>被支配会社</u>……………<u>被支配会社</u>……………	(特別税率を適用されない<u>同族会社</u>の範囲) 19-1-1 法第 81 条の 13 第 1 項《<u>連結同族会社</u>の特別税率》の規定の適用に当たり、法第 67 条第 1 項《<u>同族会社</u>の特別税率》に規定する「<u>同族会社</u>でない法人」には、<u>非同族会社</u>を<u>同族会社</u>であるかどうかの判定の基礎となる株主等に選定したことによって<u>同族会社</u>となる場合のその<u>同族会社</u>（以下 19-1-1 において「<u>非同族会社の子会社</u>」という。）、当該<u>非同族会社</u>の子会社を<u>同族会社</u>であるかどうかの判定の基礎となる株主等に選定したために<u>同族会社</u>となる場合のその<u>同族会社</u>（以下 19-1-1 において「<u>非同族会社の孫会社</u>」という。）、当該<u>非同族会社の孫会社</u>を<u>同族会社</u>であるかどうかの判定の基礎となる株主等に選定したために<u>同族会社</u>となる場合のその<u>同族会社</u>等<u>非同族会社</u>の直接又は間接の<u>同族会社</u>も含まれる。 (新 設) (相互に株式を持ち合っている場合の連結留保金課税) 19-1-2 <u>同族会社</u>…………… ……………<u>同族会社</u>……………法第 81 条の 13 第 1 項《<u>連結同族会社</u>の特別税率》…………… (1) ……………法第 67 条第 1 項《<u>同族会社</u>の特別税率》の「<u>同族会社</u>でない法人」……………<u>同族会社</u>……………<u>同族会社</u>……………

.....
(2)被支配会社.....

.....被支配会社.....被支配会社.....

(注) 判定に当たっては、株式又は出資の数又は金額による判定のほか議決権による判定、社員又は業務を執行する社員の数による判定を行うことに留意する。

(廃 止)

(還付金額が連結所得等の金額に算入される時期)

19-1-4 法第81条の13《連結特定同族会社の特別税率》.....

(注)

(期末連結利益積立金額)

19-1-5

.....法81条の13第4項第3号.....令第9条の2《連結利益積立金額》.....

(2)同族会社.....

.....同族会社.....同族会社.....

(賞与を受ける者ごとに債務の確定していない賞与の処分)

19-1-3 法第81条の13第2項《連結留保金額》の当該連結事業年度の期間に係る確定した決算において利益の処分による経理をした賞与のうちにその利益の処分の確定した日において当該賞与を受ける者ごとに債務の確定していないものの額は、当該連結事業年度における連結利益積立金額に含まれることとし、当該連結事業年度後の連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下19-1-3において同じ。）において当該賞与を受ける者ごとに債務が確定したときは、その確定した日の属する連結事業年度の利益処分において当該賞与の額の社外流出処分があったものとする。

(還付金額が連結所得等の金額に算入される時期)

19-1-4 法第81条の13《連結同族会社の特別税率》.....

(注)

(期末連結利益積立金額)

19-1-5

.....法81条の13第3項第3号.....法第2条第18号の2《連結利益積立金額》.....

改 正 後	改 正 前
(連結利益積立金額がマイナスである場合の連結留保金額の計算) 19-1-6 <u>法第81条の13第4項</u>…………… ……………<u>資本金の額又は出資金の額</u>……………<u>資本金の額又は出資金の額</u>…………… (注) ……………<u>資本金の額</u>…………… (連結留保金額の端数計算) 19-1-7 <u>法第81条の13《連結特定同族会社の特別税率》</u>…………… (1) …………… (2) …………… <u>(総資産の帳簿価額の計算)</u> 19-1-8 <u>令第155条の25の3第1項《総資産の帳簿価額》に規定する総資産の帳簿価額の計算については、3-2-7《総資産の帳簿価額の計算》から3-2-9《税効果会計を適用している場合に総資産の帳簿価額から控除する金額》までの取扱いを準用する。</u> <u>(自己資本の額を算出する際の負債の意義)</u> 19-1-9 <u>令第155条の25の3第2項に規定する「負債(借入金その他利子の支払の基因となるものに限る。)」には、例えば、その金銭消費貸借契約において利子の支払を約さないものであっても、その利子の支払を約さないことに合理的な理由がないものが含まれることに留意する。</u> <u>(自己資本の額を算出する際の株主等の意義)</u> 19-1-10 <u>特定同族会社の判定の基礎となる連結親法人の株主等と特殊の関</u>	(連結利益積立金額がマイナスである場合の連結留保金額の計算) 19-1-6 <u>法第81条の13第3項</u>…………… ……………<u>資本の金額又は出資金額</u>……………<u>資本の金額又は出資金額</u>…………… (注) ……………<u>資本の金額</u>…………… (連結留保金額の端数計算) 19-1-7 <u>法第81条の13《連結同族会社の特別税率》</u>…………… (1) …………… (2) …………… (新 設) (新 設) (新 設)

係のある個人（令第4条第1項に規定する特殊の関係のある個人をいう。）又は株主等と特殊の関係のある法人（令第4条第2項に規定する特殊の関係のある法人をいう。）であっても、当該連結親法人の株式又は出資を有しない場合は、令第140条第3項に規定する「同族株主等」には含まれないことに留意する。

（自己資本の額を算出する際の株主グループの所有割合）

19-1-11 令第140条第4項に規定する株主グループの所有割合の計算については、1-5-1《株式会社における連結同族会社の判定》から1-5-8《同一の内容の議決権を行使することに同意している者がある場合の連結同族会社の判定》までの取扱いを準用する。

（新 設）

四十四 所得税額の控除

改	正	後	改	正	前
（名義書換え失念株の配当に対する所得税の控除） 19-2-2 連結法人が、その有する株式を譲渡した場合において、<u>その名義書換えが行われなかったため、当該譲渡した株式に係る剰余金の配当（法第23条第1項第1号《受取配当等の益金不算入》に規定する剰余金の配当をいう。以下19-2-2において同じ。）の額（当該譲渡後にその支払に係る基準日が到来するものに限る。）</u>を受けたときは、当該<u>剰余金の配当</u>の額は、株主たる地位に基づいて受けたものではないから、これについて課された所得税の額については、当該連結法人において法第81条の14《連結事業年度における所得税額の控除》の規定の適用はないものとする。ただし、配当権利落後<u>その支払に係る基準日</u>までの間に譲渡した株式について<u>剰余金の配当</u>の額を受けたときにおける当該<u>剰余金の配当</u>の額について課された所得税の額については、この限りではない。			（名義書換え失念株の配当に対する所得税の控除） 19-2-2 連結法人が、その有する株式を譲渡した場合において、<u>譲受人が名義書換えをしなかったため当該株式に係る利益の配当の額でその譲渡後に行われた配当決議に係るもの</u>を受けたときは、当該<u>利益の配当</u>の額は株主たる地位に基づいて受けたものではないから、これについて課された所得税の額については、当該連結法人において法第81条の14《連結事業年度における所得税額の控除》の規定の適用はないものとする。ただし、配当権利落後<u>配当決議の日</u>までの間に譲渡した株式につき当該<u>配当決議に係る利益の配当</u>の額を受けたときにおける当該<u>利益の配当</u>の額について課された所得税の額については、この限りではない。		

改 正 後	改 正 前
19-2-5 削除	<u>(1 年決算法人からの配当に係る所得税控除額の所有期間あん分)</u> 19-2-5 連結法人が、商法第 293 条ノ 5 第 1 項《中間配当》、資産の流動化に関する法律第 102 条第 1 項《中間配当》又は旧資産流動化法第 102 条第 1 項《中間配当》の規定によりその定款において中間配当をする旨を定めている法人から利益の配当の支払を受けた場合における当該利益の配当に係る令第 155 条の 26 第 2 項《連結法人税額から控除する所得税額の計算》に規定する「配当等の計算の基礎となった期間」は、当該中間配当をする旨を定めている法人が当該利益の配当をした事業年度において中間配当の支払をしなかった場合であっても、同項に規定する一定の日の翌日から当該事業年度終了の日までの期間となることに留意する。
19-2-11 削除	<u>(新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により取得した株式の所有期間)</u> 19-2-11 連結法人が、新株予約権付社債（利益の配当につき商法第 341 条ノ 3 第 1 項《発行事項に関する決定》の規定によりその行使があった日の属する発行法人に係る事業年度の直前の事業年度終了の日に新株の発行があったものとみなすこととしているものに限る。）に係る新株予約権の行使により株式を取得した場合において、その行使をした日の属する当該発行法人の事業年度に係る利益の配当について課された所得税の額につき法第 81 条の 14 《連結事業年度における所得税額の控除》の適用を受けるときは、その新株の発行があったものとみなされた日（その日が当該新株予約権付社債の取得の日前である場合には、その取得の日）からその行使により取得した株式を所有していたものとして令第 155 条の 26 《連結法人税額から控除する所得税額の計算》の規定を適用する。

四十五 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
(源泉徴収の外国法人税等) 19-3-4<u>剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配</u>..... (注) (評価損益等の配賦) 19-3-17 (1) (2) (3) 国外事業所等に係る時価評価資産（法第 61 条の 11 第 1 項《連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益》に規定する時価評価資産又は法第 62 条の 9 第 1 項《非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益》に規定する時価評価資産をいう。）について法第 61 条の 12 第 1 項《連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益》又は法第 62 条の 9 第 2 項の規定の適用により生じた評価益又は評価損 (4) (損金の額に算入されない寄附金、交際費等) 19-3-19<u>法第 81 条の 6 第 1 項又は第 2 項</u>..... 	(源泉徴収の外国法人税等) 19-3-4利益の配当又は剰余金の分配..... (注) (評価損益等の配賦) 19-3-17 (1) (2) (3) 国外事業所等に係る時価評価資産（法第 61 条の 11 第 1 項《連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益》に規定する時価評価資産をいう。）について法第 61 条の 12 第 1 項《連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益》の規定の適用により生じた評価益又は評価損 (4) (損金の額に算入されない寄附金、交際費等) 19-3-19<u>法第 81 条の 6 第 2 項又は第 3 項</u>.....

改 正 後	改 正 前
(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における連結法人株式の帳簿価額修正額の取扱い)	(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における連結法人株式の帳簿価額修正額の取扱い)
19-3-24	19-3-24
..... <u>令第9条の2第2項</u> <u>令第9条第2項第1号</u>	 <u>令第9条の2第5項</u> <u>同条第1項第1号</u>
..... <u>令第119条の3第5項</u>	 <u>令第119条の3第4項</u>
(配当等に含まれるもの)	(配当等に含まれるもの)
19-3-38	19-3-38
.....「外国子会社から受ける <u>剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配</u> 」には、 <u>会社法第454条第5項《中間配当》</u>	「外国子会社から受ける利益の配当又は剰余金の分配」には、 <u>商法第293条ノ5第1項《中間配当》</u>
(租税条約の適用がある場合の外国子会社の判定)	(租税条約の適用がある場合の外国子会社の判定)
19-3-40	19-3-40
..... <u>発行済株式又は出資の総数又は総額</u> <u>発行済株式又は出資の数又は金額</u>	 <u>発行済株式の総数又は出資金額</u> <u>発行済株式又は出資の金額</u>
(当該連結事業年度前の事業年度において受領した配当等に係る間接控除の取扱い)	(当該連結事業年度前の事業年度において受領した配当等に係る間接控除の取扱い)
19-3-41	19-3-41
..... <u>発行済株式又は出資の総数又は総額</u>	 <u>発行済株式の総数又は出資金額</u>
(配当等を受けることとなる日)	(配当等を受けることとなる日)
19-3-43	19-3-43
.....2-1-31 《 <u>剰余金の配当等の帰属の時期等</u> 》.....	2-1-31 《 <u>利益の配当等の帰属の時期等</u> 》.....
..... <u>剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配</u> (<u>中間配当を除く</u>)。以下	利益の配当又は剰余金の分配 (以下 19-3-44 までにおいて「確定配当」とい

19-3-44 までにおいて「確定配当」という。) ……………

(注) 1 ……………

2 ……………

(中間配当があった場合の基準事業年度)

19-3-44 ……………

(1) ……………基準事業年度 (以下この節において「基準事業年度」とい
う。) ……………

(2) ……………

……………基準事業年度……………

(配当等に充てることができる部分の金額)

19-3-45 ……………

(1) ……………

(2) ……………

(3) ……………

……………役員給与……………

(4) ……………

(みなし配当に係る基準事業年度)

19-3-46 ……………

……………基準事業年度…………… 2-1-30 の(4)《剰余金の配当
等の帰属の時期》……………

(配当等の額に係る事業年度の所得の金額)

19-3-47 ……………

う。) ……………

(注) 1 ……………

2 ……………

(中間配当があった場合の配当事業年度)

19-3-44 ……………

(1) ……………配当事業年度 (以下この節において「配当事業年度」とい
う。) ……………

(2) ……………

……………配当事業年度……………

(配当等に充てることができる部分の金額)

19-3-45 ……………

(1) ……………

(2) ……………

(3) ……………

……………役員賞与……………

(4) ……………

(みなし配当に係る配当事業年度)

19-3-46 ……………

……………配当事業年度…………… 2-1-30 の(4)《利益の配当等
の帰属の時期》……………

(配当等の額に係る事業年度の所得の金額)

19-3-47 ……………

改 正 後	改 正 前
(1)	(1)
(2)	(2)
..... <u>法第 57 条、第 58 条及び第 59 条《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等》</u>	 <u>法第 57 条から第 59 条まで《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等》</u>
(3)	(3)
(4)	(4)
(間接控除における外国孫会社の判定)	(間接控除における外国孫会社の判定)
19-3-48	19-3-48
..... <u>発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額（以下 19-3-48 において「発行済株式等」という。）</u>	 <u>発行済株式の総数又は出資金額（その有する自己の株式又は出資を除く。以下 19-3-48 において「発行済株式等」という。）</u>
.....	...
(外国孫会社から配当等の額を受ける日)	(外国孫会社から配当等の額を受ける日)
19-3-50	19-3-50
..... 2-1-31 《 <u>剰余金の配当等</u> の帰属の時期》.....	 2-1-31 《 <u>利益の配当等</u> の帰属の時期》.....
(中間配当があった場合の外国孫会社の <u>基準事業年度</u> 等)	(中間配当があった場合の外国孫会社の <u>配当事業年度</u> 等)
19-3-51	19-3-51
(外国孫会社のみなし配当に係る <u>基準事業年度</u>)	(外国孫会社のみなし配当に係る <u>配当事業年度</u>)
19-3-53	19-3-53
..... <u>剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配</u>	 <u>利益の配当又は剰余金の分配</u> <u>利益の配当又は剰余金の分配</u>
..... <u>剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配</u> <u>基準事業年度</u> 2-1-30 の(4)のイ、ロ又はハ《 <u>剰余金の配当等</u> の帰属	 <u>配当事業年度</u> 2-1-30 の(4)のイ、ロ又はハ《 <u>利益の配当等</u> の帰属の時期》.....

の時期) ……………

(外国孫会社の配当等の額に係る事業年度の所得の金額)

19-3-54 ……………

(外国法人税を課されたことを証する書類及びその提出先)

19-3-60 ……………

なお、これらの書類、これらの書類の写し及び同条第 11 号に規定する貸借対
照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、損益金の処分にに関する計算書そ
の他これらに類するもののうち、……………

(注) ……………

(外国孫会社の配当の額に係る事業年度の所得の金額)

19-3-54 ……………

(外国法人税を課されたことを証する書類及びその提出先)

19-3-60 ……………

なお、これらの書類、これらの書類の写し及び同条第 9 号に規定する貸借対
照表、損益計算書及び利益処分にに関する計算書のうち、……………

(注) ……………

四十六 申告及び納付

改 正 後	改 正 前
(申告書の提出期限の延長の特例の適用がある場合)	(申告書の提出期限の延長の特例の適用がある場合)
20-1-4 ……………	20-1-4 ……………
(1) ……………	(1) ……………
(2) ……………保険業法第 11 条《 <u>基準日</u> 》……………	(2) ……………保険業法第 11 条《 <u>株主名簿の閉鎖の期間等</u> 》……………
(3) ……………	(3) ……………
(4) ……………	(4) ……………
(組織再編成に係る連結確定申告書の添付書類)	(組織再編成に係る連結確定申告書の添付書類)
20-1-5 <u>規則第 37 条の 12 第 7 号</u> ……………	20-1-5 <u>規則第 37 条の 12 第 6 号</u> ……………

改		正		後	
付 表					
組織再編成に係る主要な事項の明細書				連 事 年	結 業 度
組織再編成に係る主要な事項の明細書				法人名	
組織再編成の態様	1	合併・分割()、組織再編成の日 現物出資・事後設立()、()	適格区分	2	適格(法第2条 号 該当) その他
組織再編成に係る関連法人					
名称及び所在地	3				
株式保有関係	4	令第4条の2第 項 第 号 該当	(組織再編成前)(組織再編成後) 直接保有の株式の保有割合 % % 間接保有の株式の保有割合 % %		
主要な事業の種類	5	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)
従業者の数	6	被合併法人の合併直前の従業者の数 分割直前の分割事業に係る従業者の数 現物出資直前の現物出資事業に係る従業者の数	人	合併法人・分割承継法人・被現物出資法人の業務に従事する従業者の数	人
事業規模	7	指標 売上金額・資本金の額又は出資金の額 従業者の数・その他()	左の指標による規模の比較		
役員の状況	8	合併法人・分割承継法人・被現物出資法人の特定役員			
		役職名	氏名	合併・分割・現物出資前の役職名	
株式の継続保有が見込まれる株主等	9	氏名	株数	氏名	株数
				(合計) ①	株
				被合併法人等の発行済株式等の数 ①÷②	② 株 %
移転した(又は移転を受けた)資産及び負債の明細	10	資産・負債の種類	帳簿価額等	資産・負債の種類	帳簿価額等

改

正

前

付 表

組織再編成に係る主要な事項の明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・	法人名
-------------	-------------	-------------	-----

組織再編成の態様	1	合 併・分 割() 現物出資・事後設立()	組織再編成 の 日 ()	適格区分	2	適 格 (法第 2 条 号 該当) その他
----------	---	----------------------------	------------------------	------	---	--------------------------

組織再編成に係る関連法人						
名称及び所在地	3					

株式保有関係	4	令第4条の2第 項 第 号 該当	(組織再編成前) (組織再編成後) 直接保有の株式の保有割合 % % 間接保有の株式の保有割合 % %			
--------	---	------------------	---	--	--	--

主要な事業の種類	5	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)
----------	---	-------------	-------------	-------------	-------------

従 業 者 の 数	6	被合併法人の合併直前の従業者の数 分割直前の分割事業に係る従業者の数 現物出資直前の現物出資事業に係る従業者の数		人	合併法人・分割承継法人・被現物出資法人の業務に従事する従業者の数	人
-----------	---	--	--	---	----------------------------------	---

事 業 規 模	7	指 標	売上金額・資本又は出資の金額 従業者の数・その他()		左の指標による規模の比較	
---------	---	--------	--------------------------------	--	--------------	--

役 員 の 状 況	8	合併法人・分割承継法人・被現物出資法人の特定役員				
		役 職 名	氏 名		合併・分割・現物出資前の役職名	

株式の継続保有が見込まれる株主等	9	氏 名	株 数	氏 名	株 数
					(合 計) ① 株
				被合併法人等の発行済株式等の数 ①÷②	② 株 %

移転した(又は移転を受けた)資産及び負債の明細	10	資産・負債の種類	帳簿価額等	資産・負債の種類	帳簿価額等

組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方

- 1
法人税法施行規則第 37 条の 12 第 7 号.....

- 2
分割法人が分割により交付を受ける分割承継法人の株式その他
 の資産の一部のみをその分割の日において当該分割法人の株主等に交付をする
 分割.....
- 3
 イ 合併 合併の効力を生ずる日（新設合併の場合は、新設合併設立法人の設
 立登記の日）
 ロ 分割 分割の効力を生ずる日（新設分割の場合は、新設分割設立法人の設
 立登記の日）
 ハ
- 4
- 5
- 6
同条第 21 項.....
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11

組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方

- 1
法人税法施行規則第 37 条の 12 第 6 号.....

- 2
株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付する
 分割.....
- 3
 イ 合併 合併期日
 ロ 分割 分割期日
 ハ
- 4
- 5
- 6
同条第 11 項.....
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11

改 正 後	改 正 前
(注) (法人税法施行規則第 37 条の 12 第 6 号)。	(注) (法人税法施行規則第 37 条の 12 第 5 号)。

四十七 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<u>(経過的取扱い(1)…合併、分割、株式交換又は株式移転に関する改正通達の適用時期)</u> <u>この法令解釈通達による改正前の 1-4-3、1-6-1、2-1-22(3)ロ、ハ、ホ、2-1-30(4)イ、ロ及び 2-6-3 の取扱いは、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 17 年法律第 87 号) 第 36 条《合併等に関する経過措置》、第 72 条《合名会社等の合併に関する経過措置》又は第 105 条《株式会社の合併等に関する経過措置》の規定によりなお従前の例によることとされた合併、分割、株式交換又は株式移転については、なお従前の例による。</u> <u>(経過的取扱い(2)…資本金の増加の日に関する改正通達の適用時期)</u> <u>この法令解釈通達による改正後の 1-7-1 の取扱いは、会社法 (平成 17 年法律第 86 号) の施行の日以後に行われる資本金又は出資金の増加について適用し、同日前に行われた資本又は出資の増加については、なお従前の例による。</u> <u>(経過的取扱い(3)…役員の歩合給若しくは能率給又は超過勤務手当)</u> <u>連結法人が次に掲げる連結事業年度及び期間において役員に対して支給した歩合給又は能率給のうち、この法令解釈通達による改正前の 8-2-19 の取扱いにより定期の給与とされるものは、法第 34 条第 1 項第 1 号《定期同額給与》に規定する定期同額給与に該当するものとする ((2)に掲げる期間については、(1)に掲げる連結事業年度についてこの経過的取扱いを受ける場合に限る。)</u>	(新 設) (新 設) (新 設)

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に開始する連結事業年度
(2) (1)に掲げる連結事業年度のうち最も新しい連結事業年度終了の日の翌日から同日以後に行われる役員給与の改定までの期間(同日から3月を経過する日(保険会社にあつては、4月を経過する日)までの期間に限る。)

(経過の取扱い(4)…出向先法人が支出する給与負担金に係る役員給与の取扱い)

(新 設)

連結法人が次に掲げる連結事業年度及び期間において支出した給与負担金の額については、この法令解釈通達による改正後の8-2-45に定める出向先法人の株主総会、社員総会又はこれらに準ずるものの決議がされていない場合であっても、同通達の取扱いによることができるものとする。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に開始する連結事業年度
(2) (1)に掲げる連結事業年度のうち最も新しい連結事業年度終了の日の翌日から同日以後に行われる役員給与の改定までの期間(同日から3月を経過する日(保険会社にあつては、4月を経過する日)までの期間に限る。)

(Ⅱ) 連結法人がこの法令解釈通達による改正後の8-2-45及び本文の取扱いの適用を受けない場合において、(1)及び(2)に掲げる連結事業年度及び期間において支出した給与負担金の額のうち、この法令解釈通達による改正前の8-2-42の取扱いにより報酬とされるものの額は、法第34条第1項第1号《定期同額給与》に規定する定期同額給与に該当するものとする(Ⅱに掲げる期間については、(1)に掲げる連結事業年度についてこの取扱いを受ける場合に限る。)。

(経過の取扱い(5)…自社発行の新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債)

(新 設)

この法令解釈通達による改正前の17-2-13の取扱いは、連結法人が平成18年5月1日前にその発行に係る決議をした外貨建ての転換社債型新株予約権付社債については、なお従前の例による。

